

年金制度改正

あなたの年金が変わります

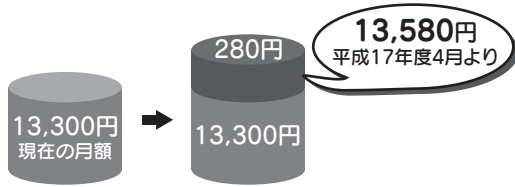
今回の年金改正では、「現役世代の負担と受給世代の給付のバランスの見直し」と「多様な生き方・働き方に対応できる年金制度」を大きな柱に、様々な改正が行われます。

4月から改正されるものは、次のとおりです。

主な改正事項

① 国民年金保険料の引き上げ

国民年金保険料は、現在の月額13,300円が4月から毎年度280円ずつ引き上げられていきます。



平成29年度以降は、月額16,900円（平成16年度額）で固定されます。

○口座振替割引制度の導入

現在、当月分の保険料を翌月に納付していますが、これを当月末に口座振替を行うことによって、1か月あたり約40円の割引がされます。

② 第3号被保険者の特例届出の実施

過去に第3号被保険者の届出を忘れたために、年金受給額が低額となったり、受給資格が得られないという場合があります。これまでは遅れて届出をすると過去2年間しか算入されませんでした。特例として、届出をすることによって2年前以前の第3号被保険者の未納期間を保険料納付期間とすることになります。この特例は平成17年3月31日以前の届出もれに限られた措置です。

③ 若年者に対する納付猶予制度の創設

30歳未満で本人及び配偶者の収入が一定以下の場合、同居の世帯収入に関わらず、申請することによって保険料の納付を猶予する制度です。承認された期間は、受給資格期間には算入されませんが、追納しないと将来の老齢基礎年金の額には反映されません。

④ 保険料免除申請の遡及

改正前は、申請日の属する月の前月以後について免除されることになっていましたが、改正後は、免除週の始期（7月）まで遡って承認できることとなります。

申請期間	※1 17年7月～18年7月	
	始期	終期
17年4月	17年3月	17年6月
17年5月	17年4月	17年6月
17年6月	17年4月	17年6月
※2 17年7月～18年7月	17年7月	18年6月

※1 平成15年所得に基づく申請の場合
 ※2 平成16年所得に基づく申請の場合、ただし失業や風水害など免除の原因となる事由が7月（4月）以後の場合は、その事由が発生した前月までしか遡りません。

⑤ 特別障害給付金制度の創設

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

○対象者

・平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生。
 ・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、国民年金に任意加入

していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する人。

○支給額

1級 月額5万円
 2級 月額4万円

・支給額は、毎年度自動物価スライドがあります。

・所得によって支給制限となる場合があります。

・老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。

・支払いは、年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）です。前月までの分を受け取りいただくこととなります。

○窓口 請求窓口は、住民課国民年金係です。

○事務開始日 4月1日
 ※給付金の支給は、請求のあった月の翌月分から支給します。

※障害認定に必要な書類がすべて揃わない場合であっても、まずは4月中に住民課窓口で請求書を提出してください。

▼問い合わせ先

住民課 国民年金係
 ☎9127

宇都宮西社会保険事務所
 ☎028(622)4222

栃木社会保険事務局
 ☎028(610)6650

固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧

◆縦覧

固定資産税の納税者が、自己所有以外の土地または家屋の評価額（所有者の情報を除く）を縦覧できます。

縦覧の趣旨	自己の土地・家屋と、他の土地・家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度		
縦覧期間	毎年4月1日から最初の納期限の日まで（5月2日） 午前8時30分から午後5時まで		
縦覧場所	役場1階 税務課		
縦覧対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧範囲	記載項目
	固定資産税の土地の納税者 （代理人または納税管理人）	土地価格等縦覧帳簿	所在（地番） 地目・地積・価格
	固定資産税の家屋の納税者 （代理人または納税管理人）	家屋価格等縦覧帳簿	所在・家屋番号 種類・構造 床面積・価格
審査申出期間	固定資産税課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から、納税通知書の交付を受けた日後60日までの間		
縦覧の際に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書または課税明細書 ・運転免許証など本人と確認ができるもの ※代理人の人は上記のほかに、委任状又は承諾書の提出も必要となります。		

◆閲覧

納税義務者は固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について、一年を通して見ることができます。また、借地人・借家人等は借りている土地・家屋の閲覧をすることができます。

閲覧期間	4月1日より、通年（土日祝日、年末年始の休日を除く） 午前8時30分から午後5時まで	
閲覧場所	役場1階 税務課	
閲覧できる人とその範囲	閲覧できる人	閲覧できる範囲
	1. 固定資産の所有者	所有している固定資産
	2. 土地を有償で借りている人	借りている土地
	3. 家屋を有償で借りている人	借りている家屋及びその敷地である土地
	4. 固定資産の処分をする権利を有する一定の人	権利を有する固定資産
閲覧の際に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書、課税明細書または運転免許証など、本人と確認できるもの ・「閲覧できる人」のうち、上記2.3.4.に該当する人は、それらを証するもの（賃貸借契約書等） ※代理人の人は上記のほかに、委任状又は承諾書の提出も必要となります。	
閲覧手数料	1回につき200円、写しは1枚につき200円 （ただし、縦覧期間中の閲覧は無料）	

▼問い合わせ先＝税務課 資産税係 ☎ 9123

保育所 と



幼稚園の違いつて???

就学前の児童を持つ保護者で、保育所か幼稚園どちらに入れようか迷っているという人はいませんか。主な違いを掲載しますので、参考としてください。



保育所	区分	幼稚園
0歳児から小学校就学前まで	対象児童	満3歳から小学校就学前まで
仕事等で保護者が保育できない場合に入所できる施設	利用条件	特に制限はありません。
役場健康福祉課に申込みます。	申込方法	希望する幼稚園に直接申込みます。
保護者の前年（度）分の所得税、町民税等の税額が基準になります。	保育料	各幼稚園が定めた保育料となります。
健康福祉課児童福祉係 ☎ 569130	問い合わせ先	直接、幼稚園にお問い合わせください。

無職（無収入）証明の発行

を廃止します

現在、無職（無収入）証明は、町内に住民登録をしている人（世帯主）2名に証人になってもらい、町長が証明する様式と、民生委員に証明してもらう様式で対応しています。

しかし、実際には、申請

日現在に無職又は無収入であることが町の台帳等では確認できないため、正確を期すことが困難であること、また、民生委員に確認をお願いすることは、職務権限外のことであり、プライバシーの保護からみても行き過ぎであることから、証明の発行は好ましくないとの県の見解もあるため、町では4月から、無職（無収入）証明の発行を廃止します。

なお、扶養申請などの証明には、勤務先で発行する退職証明や、町で発行する所得証明、非課税証明などで対応していただくようお願いいたします。



▼問い合わせ先 住民課 総合窓口係

☎ 569125